

個人用賠償責任保険

普通保険約款・特別約款・特約

チューリッヒ保険会社

チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

このたびは当社の個人用賠償責任保険にお申込みいただき誠にありがとうございました。

この個人用賠償責任保険普通保険約款、特別約款および特約をご一読のうえ、保険証券（加入者証）と共に保管ください。

なお、適用される特約につきましては保険証券（加入者証）の「特約」欄をご参照ください。

もし、わかりにくい点、お気付きの点等がございましたら、当社または取扱代理店までお問い合わせください。

チューリッヒのプライバシー・ポリシーについて

チューリッヒでは、お客様の個人情報を本保険引受けおよび保険金支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、他の保険・サービスの提供および保険商品等の開発調査のために利用します。

お客さまからの信頼を第一と考え、チューリッヒ・インシュアランス・グループの指針および我が国の関連法規・規定を遵守しながら、お客さまの個人情報の適正な管理、利用およびその保護に努めております。

チューリッヒのプライバシーポリシーの詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.zurich.co.jp>）でご確認ください。

◎普通保険約款	1
個人用賠償責任保険普通保険約款	1
第1章 用語の定義条項	1
第2章 補償条項	1
第3章 基本条項	2
◎各種特別約款及び特約	8
1. 個人特別約款	8
(1) 個人国外危険補償特約	8
(2) 長期保険特約（個人用）	8
(3) 賠償事故の解決に関する特約	9
2. ゴルフ特別約款	12
(1) ゴルファー傷害補償特約	12
(2) ゴルフ用品補償特約	20
(3) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	21
(4) 長期保険特約（ゴルフ用）	23
3. スキー・スケート特別約款	24
(1) スキー・スケート傷害補償特約	24
(2) スキー・スケート用品補償特約	33
(3) 長期保険特約（スキー・スケート用）	34
4. テニス特別約款	35
(1) 長期保険特約（テニス用）	45
5. 各種特別約款共通特約	46
(1) 保険料分割払特約（一般用）	46
(2) 保険契約の継続に関する特約	46
(3) 保険料分割払特約（団体用）	47
(4) 通信販売に関する特約	48
【参考】長期保険特約（個人用、ゴルフ用、スキー・スケート用、テニス用）の未経過料率係数	49

個人用賠償責任保険普通保険約款

第2章 補償条項

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款およびこれに付帯される特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注)(注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
先取特権	法律に定める特殊の債権を有する者が、債務者の財産から、他の債権者に優先して、その債権の弁済を受けることのできる法定担保物権(債権者が有する債権の確保を目的とする物権)をいいます。
質権	債権者がその債権の担保として、債務者又は物上保証人から受け取った物を債務の弁済があるまで留置して、債務者の債務の履行を間接的に強制するとともに、債務の弁済がないときは、その質物の交換価値から優先弁済を受けることのできる担保物権をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が特別約款記載の事故(注1)により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(注2)に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

(注1) 以下「事故」といいます。

(注2) 以下「損害」といいます。

第3条 (損害の範囲および支払責任の限度)

(1) 当会社が保険金を支払う損害の範囲は、次の各号に掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害に限るものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価値をこれから差し引くものとします。

② 第19条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ 第19条(事故発生時の義務)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④ 保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤ 第21条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)の協力のために被保険者が直接要した費用

⑥ 損害賠償に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(2) 当会社が支払うべき保険金の額は、(1)⑤および⑥の費用を除き、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき(1)①の損害賠償金および(1)②から④までの費用の合計額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(3) 当会社が支払うべき(2)の保険金の額は、支払限度額をもって限度とします。

(4) 当会社は、(1)⑤および⑥については、その全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、(1)⑥の費用は、支払限度額の(1)①の損害賠償金の額に対する割合によって、これを支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（注2）または騒擾、労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波などの天災

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と第三者の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任

第3章 基本条項

第6条（保険責任の始期および終期）

（1）当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険

契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① （2）に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が、保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（4）（2）の規定は、当社のために保険契約の締結の代理を行う者または保険媒介者（注）に次のいずれかの行為があった場合には適用しません。

- ① 保険契約者または被保険者になる者が（1）の事実を告げることを妨げる行為
- ② 保険契約者または被保険者になる者に対し、（1）の事実を告げず、または事実と異なることを告げることを勧める行為

（注）当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下この条において同様とします。

（5）当社は、当社のために保険契約の締結の代理を行う者または保険媒介者に（4）の行為がなかった場合でも、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたと認められるときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（6）（2）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（7）（6）の規定は、（2）に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第8条（通知義務）

（1）保険契約締結後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付す

る書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、被保険者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条(保険契約の解除)

- (1) 当社は、保険契約者が第15条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の追

加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

- (2) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条(重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害(注)

1) の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害(注1)に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) ①の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

① (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第14条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向けてのみその効力を生じます。

第15条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対する保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) (1) および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第12条(保険契約の解除)(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合におけるその危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 当社は、(1) および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき

は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通約款およびこの契約に適用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第16条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 第10条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条 (保険料の返還—取消しの場合)

第11条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第18条 (保険料の返還—解除の場合)

(1) 第7条(告知義務)(2)、同条(5)、第8条(通知義務)

(2)、同条(6)、第12条(保険契約の解除)(1)または第13条(重大事由による解除)(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第12条(保険契約の解除)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当社は、領収した保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

第19条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止のために必要な一切の手段を講ずること。

② 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。

ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。

⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第20条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①に違反した場合は、発生および拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 前条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条 (損害賠償の請求を受けた場合の特例)

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。

(2) (1)の場合には、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 被保険者は、正当な理由がなく(2)の協力に応じない場合は、当会社は、(1)の規定は適用しません。

第22条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、これらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

(注) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第23条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第3条(損害の範囲および支払責任の限度)(1)②

から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第3条(損害の範囲および支払責任の限度)(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第24条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条(損害の範囲および支払責任の限度)(1)②から⑥までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第25条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 賠償責任の有無およびその額を証明する書類

③ 被保険者の用品の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ 被害者の死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の

額を示す書類および戸籍謄本

- ⑤ 被害者の後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 被害者の傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑧ 財物の損壊に係る事故の保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
- ⑨ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条(保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条 (時効)

保険金請求権は、第25条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第29条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通約款、特別約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通約款、特別約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第30条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第31条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における

裁判所に提起するものとします。

第32条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

既経過期間	短期料率 (一般)	短期料率 (月割)
7日まで	10%	1/12
15日まで	15%	
1か月まで	25%	2/12
2か月まで	35%	
3か月まで	45%	3/12
4か月まで	55%	4/12
5か月まで	65%	5/12
6か月まで	70%	6/12
7か月まで	75%	7/12
8か月まで	80%	8/12
9か月まで	85%	9/12
10か月まで	90%	10/12
11か月まで	95%	11/12
1年まで	100%	12/12

解約(保険契約者が保険契約を解除することをいいます。)の場合における短期料率の適用については、次の(1)または(2)によります。

- (1) 下記(2)以外の場合は短期料率(一般)を適用します。
(2) 分割払契約(注)の場合は、短期料率(月割)を適用します。
(注) 保険契約者が保険料を分割して払い込む契約をいいます。

各種特別約款及び特約

1. 個人特別約款

第1条 (用語の定義)

この特別約款およびこれに付帯される特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社が保険金を支払うべき普通約款第2条 (保険金を支払う場合) の損害とは、日本国内において発生した次の事故による損害に限ります。

- ① 記名被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅 (注1) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活 (注2) に起因する偶然な事故 (注1) 敷地内の動産および不動産を含みます。
- (注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条 (被保険者の範囲)

(1) この特別約款において被保険者とは、次の者 (注1) をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者 (注2)
- ③ 記名被保険者またはその配偶者 (注2) と生計を共にする同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者 (注2) と生計を共にする別居の未婚 (注3) の子

(注1) 責任無能力者を含みません。

(注2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(注3) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(2) (1) の記名被保険者本人と本人以外との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条 (個別適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特別約款の規定を適用します。ただし、これによって普通約款第3条 (損害の範囲および支払責任の限度) に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通約款第4条 (保険金を支払わない場合-その1) および第5条 (保険金を支払わない場合-その2) に掲げる損害のほか、被保険者が次の①から⑤までのいずれかの賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任

- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産 (注1) の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ③ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
 - ④ 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する賠償責任
 - ⑤ 航空機、船舶・車両 (注2) または銃器 (注3) の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(注2) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
(注3) 空気銃を除きます。

第6条 (保険金を支払わない場合の例外規定)

普通約款第5条 (保険金を支払わない場合-その2) ④の規定は、被保険者が家事使用人として使用する者については適用しません。

第7条 (普通約款との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

(1) 個人国外危険補償特約

第1条 (保険契約の適用地域)

この保険契約は、日本国外において発生した個人特別約款第2条 (保険金を支払う場合) ①および②に規定する偶然な事故についても適用します。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約に規定していない事項については、この特約に反しないかぎり、個人用賠償責任保険普通保険約款および個人特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約を適用します。

(2) 長期保険特約 (個人用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2条 (保険料の返還または請求-通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通約款第15条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (2) の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間 (注) に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求しま

す。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第3条 (保険料の返還－契約の失効の場合)

保険契約が失効となる場合には、普通約款第16条(保険料の返還－無効または失効の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条 (保険料の返還－解除の場合)

(1) 普通約款第7条(告知義務)(2)、同条(5)、第8条(通知義務)(2)、同条(6)、第13条(重大事由による解除)

(1) または第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、普通約款第18条(保険料の返還－解除の場合)(1)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(2) 普通約款第12条(保険契約の解除)(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通約款第18条(保険料の返還－解除の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解約された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条 (保険料率の改定の場合)

保険期間の中途において、この保険契約に適用した料率が改定された場合でも、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条 (普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

(3) 賠償事故の解決に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	普通約款第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
被保険者	個人特別約款第3条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。

免責金額	普通約款第2章補償条項および第3章基本条項について適用される免責金額をいいます。
------	--

第2条 (当社による援助)

(1) 当社は、この特約により、被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

(2) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に限り、かつ、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ行います。

第3条 (当社による解決)

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)を行います。

① 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社の解決条件に同意している場合

② 当社が損害賠償請求権者から第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)を行いません。

① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、普通約款第2章補償条項の保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなくて被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

④ 免責金額がある場合は、1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額を下回る場合

(注) 弁護士を選任を含みます。

第4条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 事故によって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当社が普通約款第2章補償条項およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上

の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

(注) 同一事故につき、既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 第3条(当会社による解決)および本条の損害賠償額とは、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、次に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

② 免責金額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度においてその被保険者の被った損害に対して、当会社がその被保険者に保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2)①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が普通約款第2章補償条項の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当会社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。

(注) 同一事故につき、既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が普通約款第2章補償条項およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき

② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成

立した場合

(注) 同一事故につき、既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第5条 (損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 損害賠償額の請求書

② 損害額を証明する書類(注1)または傷害の程度を証明する書類(注2)(注3)(注4)

③ 死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本

④ 当会社所定の事故状況報告書または公の機関が発行する交通事故証明書

⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 被害が生じた物の価値を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(注5)および被害が生じた物の写真(注6)をいいます。

(注2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(注3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(注4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

(注5) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注6) 画像データを含みます。

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)

(2)のいずれかまたは同条(7)のいずれかに該当する場合は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。

(5) (4)に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(4)①から⑤までの事項の確認のために必要な調査 60日
- ② (4)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (4)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ (4)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(注3) 180日
- ⑤ (4)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第6条 (損害賠償請求権の行使期限)

第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを使用することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第7条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第2条(当会社による援助)または第3条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、普通約款第2章補償条項の保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、1回の事故につき普通約款第2章補償条項の保険金額(注)の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、普通約款第2章補償条項の保険金額に関する支払保険金の計算の規定、第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 利息を含みます。

(4) (1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注)または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 利息を含みます。

(5) 普通約款第3章基本条項の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および個人特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

2. ゴルフ特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを含みません。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目がいかなるものでも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等を使用して繰り返しスイング（注1）を行うこと（注2）をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 （注1）クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。 （注2）場所を問いません。
被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

この特別約款において、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が行うゴルフの練習、競技または指導（注）中に生じた偶然な事故による損害に限ります。

（注）練習、競技もしくは指導には、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合－その1）および第5条（保険金を支払わない場合－その2）に規定する損害のほか、被保険者が自動車（注）の所有、使用または管理に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

第4条（保険金を支払わない場合の例外規定）

普通約款第5条（保険金を支払わない場合－その2）④の規定は、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディについては適用しません。

第5条（普通約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

(1) ゴルファー傷害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の傷害の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が、ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導（注1）中に、急激かつ偶然な外来の事故（注2）によって、その身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（注1）これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

（注2）以下「事故」といいます。

（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物

質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（死亡保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（2）第19条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定

相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（3）第19条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第5条（後遺障害保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

（3）別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（4）同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

（5）既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} \times \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} = \text{適用する割合}$$

(6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（入院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{1.5}{1.000} \times \text{入院した日数(注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{1.0}{1.000} \times \text{通院した日数(注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。

(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(3) 当社は、(1) および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合において

も、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第9条（この特約の無効）

保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったときは、この特約は無効とします。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第10条（重大事由による解除）

(1) 普通約款第13条（重大事由による解除）(1) に規定する事由のほか、当社は、他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) (1) の規定による解除が傷害（注）の発生した後になされた場合であっても、普通約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注）に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) その被保険者に生じた傷害をいいます。

第11条（被保険者によるこの特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この特約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通約款第13条（重大事由による解除）(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通約款第13条 (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条 (1) に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者

これらの者に対する信頼を損ない、この特約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）（3）の規定によりこの特約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第12条（保険料の返還—無効の場合）

第9条（この特約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、この特約の保険料を返還します。

第13条（保険料の返還—解除の場合）

（1）第10条（重大事由による解除）（1）の規定により、当会社がこの特約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算したこの特約の保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（2）第11条（被保険者によるこの特約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合は、当会社は、この特約の保険料から既経過期間に対し普通約款別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）第11条（被保険者によるこの特約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの特約（注）を解除した場合には、当会社は、この特約の保険料から既経過期間に対し普通約款別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第14条（事故の通知）

（1）被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

（1）普通約款第25条（保険金の請求）（1）の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

④ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

（2）普通約款第25条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第16条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第14条（事故の通知）の規定による通知または普通約款第25条（保険金の請求）（3）もしくは前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第17条（時効）

普通約款第27条（時効）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、第15条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第18条（代位）

普通約款第28条（代位）の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第19条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第20条（保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) 保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

第21条（被保険者が複数の場合のこの特約の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第22条（普通約款の読み替え）

普通約款第11条（保険契約の取消し）の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者、被保険者また

は保険金を受け取るべき者」と読み替えて適用します。

第23条（普通約款等との関係）

- (1) 普通約款第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、この特約については適用しません。
- (2) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびゴルフ特別約款ならびにこの特約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%

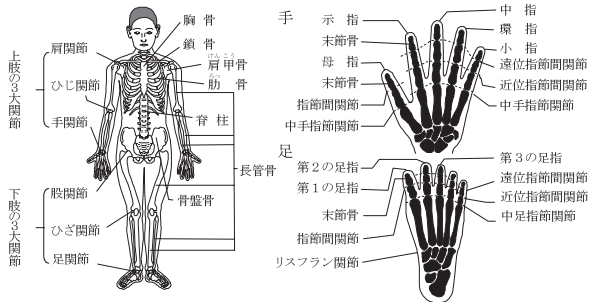
第4級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>	69%			
第5級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	59%	第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睪丸を失ったもの</p>	42%
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>	50%	第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5 cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%

第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手の小指を失ったもの</p> <p>(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 外貌に醜状を残すもの</p>	10%

第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したのものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 第7条（通院保険金の支払）（2）のギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限りです。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限りです。
 （注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の関節等の説明図によります。

別表3 保険金請求書類

提出書類	死亡	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書		○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○			
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○			

12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
13. その他当社が普通約款第26条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(2) ゴルフ用品補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険価額	損害が生じた地および時におけるゴルフ用品の価額（注）をいいます。 （注）保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。
ゴルフ用品	被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、保険証券に記載されたものに限ります。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
盗難による損害	盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。
保険金額	保険証券に記載されたゴルフ用品の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次に掲げる事由により生じた損害に対し、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 盗難による損害。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。

- ② ゴルフクラブの破損もしくは曲損

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合—その1）②および③に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ゴルフ用品の消耗または性質による変質その他類似の事由
 - ③ 火災の際における不法侵入者または盗賊によって行われたゴルフ用品の盗難による損害
 - ④ ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失
 - ⑤ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）使用済燃料を含みます。
（注3）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

- （1）当社は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたゴルフ用品の保険価額によって算出した損害額の全額に対し、保険金額を限度として、保険金を支払います。
 - （2）ゴルフ用品の損傷を修繕し得る場合においては、ゴルフ用品を損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（注）は損害額に含まれません。ただし、修繕費が保険価額を超過する場合は、保険価額を損害額とします。
- （注）いわゆる「格落損」をいいます。

第5条（保険金の請求）

普通約款第25条（保険金の請求）（1）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

第6条（費用の支払）

当社は、被保険者があらかじめ当社の同意を得て損害の生じたゴルフ用品を発見回収するために支出した費用を支払います。ただし、第4条（保険金の支払額）による保険金の額と合算して、保険金額をもって限度とします。

第7条（所有権の帰属）

損害の生じたゴルフ用品について当社が保険金を支払った場合は、そのゴルフ用品の所有権は、当社が取得しない旨の意思表示をしないかぎり、保険金（注）のゴルフ用品の価額に対する割合によって当社に移転します。

- （注）前条に規定する費用を含みません。

第8条（保険金支払後の保険金額）

当社が保険金を支払った場合は、保険金額からその支払額を差引いた額をもって、損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第9条（時効）

普通約款第27条（時効）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、第5条（保険金の請求）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびゴルフ特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

(3) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンを除きます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が、主催、共催もしくは後援する公式競技をいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（注）、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ただし、ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （注）公式競技の場合を除きます。
ゴルフコンペ	同一ゴルフ場で同一日に複数組でゴルフ競技を行うことを被保険者が他の者とあらかじめ約束して行うゴルフ競技をいい、公式競技を除きます。ゴルフ場への届出の有無を問いません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目がいかなるものでも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。

贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等（注）に贈呈する記念品の購入代金および送付費用をいいます。 （注）被保険者本人と生計を共にする親族を除きます。
帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者、同伴競技者またはゴルフコンペ参加者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。
達成証明資料	ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
保険金額	保険証券記載のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額をいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
目撃	被保険者のホールインワンまたはアルバトロスをその場で確認することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に
- (2) または (3) に規定するいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に限り、慣習として次のいずれかの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金額を限度に、この特約の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を除きます。
 - ア. 貨幣、紙幣
 - イ. 有価証券
 - ウ. 商品券等の物品切手
 - エ. プリペイドカード（注）
 - ② ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会に要する費用
 - ③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用

- ④ 同伴キャディに対する祝儀
⑤ ①から④まで以外のその他慣習として支出することが
適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立
つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

(注) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスの達成
を記念して特に作成したプリペイドカードは支払いの対象
となります。

(2) 次に掲げる者の両方が目撃したホールインワンまたはアル
バトロス

- ① 同伴競技者
② 同伴競技者以外の第三者。ただし、次に掲げる者は除
きます。
ア. 帯同者
イ. ゴルフコンペ参加者

ただし、公式競技において達成したホールインワン
またはアルバトロスについては、上記に掲げる者のい
ずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス
とします。

(3) 達成証明資料により確認されたホールインワンまたはアル
バトロス

第3条 (被保険者の範囲)

この特約において、被保険者とは、ゴルフ競技をアマチュ
アの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業と
している者を除きます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のホールインワンまたはアルバトロスについ
ては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険
者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたは
アルバトロス
② 被保険者がゴルフ場の使用人(注)である場合、その
被保険者が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホール
インワンまたはアルバトロス

(注) 臨時雇いを含みます。

第5条 (保険金の請求)

(1) 普通約款第25条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、
当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金
を支払う場合)に規定する費用を負担した時から発生し、こ
れを行使することができるものとします。

(2) 普通約款第25条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、
被保険者が、この特約の規定に従い、保険金の支払を請求す
る場合は、保険証券に添えて、保険金請求書および次の書類
または証拠(注1)のすべてを提出しなければなりません。

- ① 同伴競技者が署名または記名押印した当社所定のホ
ールインワンまたはアルバトロス証明書
② 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成
したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行も
しくは行使する権限を有する者が記名押印した当社所
定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
③ 次の(ア)または(イ)のいずれかの書類

(ア) 第2条(保険金を支払う場合)(2)に規定する
同伴競技者以外の第三者(注2)が署名または記名
押印した当社所定のホールインワンまたはアルバ
トロス証明書

(イ) 達成証明資料

④ 第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める費用の
支払を証明する領収書

(注1) 公式競技において達成したホールインワンまたはアル
バトロスについては、②および④のほか、①または③の
いずれかの書類を提出すればよいものとします。

(注2) 複数名存在する場合にはいずれかの者をいいます。

(3) 普通約款第25条(保険金の請求)(6)の規定にかかわらず、
次のいずれかに該当する場合には、当社は保険金を支払い
ません。

- ① 被保険者が(2)の書類に事実と異なる記載をし、も
しくはその書類もしくは証拠を偽造・変造した場合
② ホールインワンまたはアルバトロス証明書を記載した
者が、(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくは
その書類もしくは証拠を偽造・変造した場合

第6条 (保険金支払後の保険金額)

当社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減
額しません。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この
特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先
して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険
金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、そ
れらの合計額を、支払限度額(注1)から差し引いた額に対
してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任
額(注2)を限度とします。

(注1) この特約および他の保険契約等の支払責任額のうち
最も高い支払責任額とします。

(注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべ
き保険金の額をいいます。

第8条 (時効)

普通約款第27条(時効)の規定にかかわらず、この特約の
保険金請求権は、第5条(保険金の請求)に定める時の翌日
から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅し
ます。

第9条 (普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を次のとおり読み替えて適
用します。

① 第6条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保
険料領取前に生じた事故による損害または傷害」とある
のは「保険料領取前に達成したホールインワンまたはアル
バトロス」

② 第13条(重大事由による解除)(3)の規定中「発生
した事故による損害または傷害」とあるのは「達成した
ホールインワンまたはアルバトロス」

第10条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびゴルフ特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

（4）長期保険特約（ゴルフ用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特別約款	ゴルフ特別約款をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第3条（保険料の返還－契約の失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、普通約款第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

（1）普通約款第7条（告知義務）（2）、同条（5）、第8条（通知義務）（2）、同条（6）、第13条（重大事由による解除）

（1）または第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（2）普通約款第13条（重大事由による解除）（2）の規定により、当社が保険契約（注）を解除した場合には、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）普通約款第12条（保険契約の解除）（2）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通約款第18

条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解約された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（4）golfer 傷害補償特約が適用される保険契約については、同特約第10条（重大事由による解除）（1）の規定により、当社が同特約（注）を解除した場合には、同特約第13条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定にかかわらず、当社は、同特約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した同特約の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（5）golfer 傷害補償特約が適用される保険契約については、同特約第11条（被保険者によるこの特約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者が同特約（注）を解除した場合には、同特約第13条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、同特約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した同特約の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（6）golfer 傷害補償特約が適用される保険契約については、同特約第11条（被保険者によるこの特約の解除請求）（3）の規定により、被保険者が同特約（注）を解除した場合には、同特約第13条（保険料の返還－解除の場合）（3）の規定にかかわらず、当社は、同特約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した同特約の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第5条（保険料率の改定の場合）

保険期間の途中において、この保険契約に適用した料率が改定された場合でも、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（読み替え規定）

golfer 傷害補償特約が適用される保険契約については、golfer 傷害補償特約を次のとおり読み替えるものとします。

① 第4条（死亡保険金の支払）（1）の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「同一契約年度において発生した傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は」

② 第5条（後遺障害保険金の支払）（6）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各契約年度ごとに」

第7条（当社の責任限度額）

golfer 用品補償特約が適用される保険契約においては、golfer 用品補償特約第8条（保険金支払後の保険金額）の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、各契約年度ごとに保険証券に記載されたそれぞれの保険金額をもって限度とします。

第8条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

3. スキー・スケート特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

この特別約款において、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が日本国内で行う保険証券に記載されたスキーまたはスケートにつき、次の事故による損害に限りです。

- ① スキーについては、スキーの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に生じた事故
- ② スケートについては、スケート場（注1）におけるアイススケートの練習・競技または指導（注2）の間に生じた事故

（注1）「スケート場」とは、アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含むものとします。

（注2）これらに伴う更衣・休憩を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合－その1）および第5条（保険金を支払わない場合－その2）に規定する損害のほか、被保険者が次の①から③までのいずれかの賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ② 被保険者による、または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する賠償責任
- ③ 航空機、船舶・車両（注1）または銃器（注2）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

（注1）原動力が専ら人力であるものを除きます。

（注2）空気銃を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合の例外規定）

普通約款第5条（保険金を支払わない場合－その2）④の規定は、被保険者が行うスキーまたはスケートの補助者として被保険者が雇用する者については適用しません。

第5条（保険料の返還）

普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、普通約款第12条（保険契約の解除）（2）の規定により、保険契約者がこの特別約款に基づく保険契約

を解除したときは、当社は保険料を返還しません。

第6条（普通約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

(1) スキー・スケート傷害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の傷害の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が日本国内で行う保険証券に記載されたスキーまたはスケートにつき、次のいずれかに該当する期間中に急激かつ偶然な外来の事故（注1）により、その身体に被った傷害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① スキーについては、スキーの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中
- ② スケートについては、スケート場（注2）におけるアイススケートの練習・競技または指導（注3）の間（注1）以下「事故」といいます。

(注2) 「スケート場」とは、アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含むものとします。

(注3) これらに伴う更衣・休憩を含みます。

- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 継続的に吸入・吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1) または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2) の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為・犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格(注3) を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号) 第65条(酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 大気汚染・水質汚濁等の環境汚染(注4)
- ⑦ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5)
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質(注6) もしくは核燃料物質(注6) によって汚染された物(注7) の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑫ 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、適用しません。

(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国ま

たは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6) 使用済燃料を含みます。

(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額

- (2) 第23条(死亡保険金受取人の変更)(1) または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

- (3) 第23条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第5条 (後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおりに算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	×	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
-----------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

- (6) (1) から (5) までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（入院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	$\frac{1.0}{1,000}$	×	入院した 日数(注)	=	入院保険金 の額
------	---	---------------------	---	---------------	---	-------------

- (注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。
- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置日数を含みます。
- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その

日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	$\frac{0.5}{1,000}$	×	通院した 日数(注)	=	通院保険金 の額
------	---	---------------------	---	---------------	---	-------------

- (注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
- (3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（死亡の推定）

被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)①の行程中に搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第10条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) この特約締結の後、被保険者がスキー競技もしくはスキーの指導を職業もしくは職務として行うこととなった場合、またはスキー競技もしくはスキーの指導を職業もしくは職務として行わなくなった場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高

いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更後の職業または職種に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）（1）の変更の事実をいいます。以下同様とします。

（3）（2）の規定は、当会社が、（2）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務に関する（1）の変更の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（2）の規定は、職業または職務の変更の事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（5）（2）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実が生じ、この特約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

（注）保険料を増額することによりこの特約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

（6）（5）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（この特約の無効）

保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったときは、この特約は無効とします。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第12条（重大事由による解除）

（1）普通約款第13条（重大事由による解除）（1）に規定する事由のほか、当会社は、他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（注）を解除することができます。

（注）その被保険者に係る部分に限りです。

（2）（1）の規定による解除が傷害（注）の発生した後になされた場合であっても、普通約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注）に

対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注）その被保険者に生じた傷害をいいます。

第13条（被保険者によるこの特約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外のものである場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。

① この特約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通約款第13条（重大事由による解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通約款第13条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条（1）に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限りです。

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限りです。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出が当該場合に限りです。

（注）その被保険者に係る部分に限りです。

（4）（3）の規定によりこの特約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限りです。

第14条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

（1）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）第10条（職業または職務の変更に関する通知義務）

（1）の変更の事実をいいます。以下同様とします。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。以下同様とします。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。以下同様とします。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第10条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの特約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率の変更後料率に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(4) (1)のほか、この特約締結の後、保険契約者が書面をもってこの特約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対するこの特約の保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約に適用される普通約款、特別約款およびこの特約に適用される特約に従い、保険金を支払います。

第15条 (保険料の返還－解除の場合)

(1) 普通約款第18条 (保険料の返還－解除の場合) (2)の規定にかかわらず、普通約款第12条 (保険契約の解除) (2)の規定により、保険契約者がこの特約に基づく保険契約を解除したときは、当社はこの特約の保険料を返還しません。

(2) 第10条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (5)または第14条 (保険料の返還または請求－職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (2)の規定により、当社がこの特約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算したこの特約の保険料を返還します。

(3) 第12条 (重大事由による解除) (1)の規定により、当社がこの特約(注)を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算したこの特約の保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限りです。

第16条 (保険料の返還－無効の場合)

第11条 (この特約の無効)の規定によりこの特約が無効となる場合には、当社は、この特約の保険料を返還します。

第17条 (保険料の返還－被保険者によるこの特約の解除請求の場合)

(1) 第13条 (被保険者によるこの特約の解除請求) (2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合は、当社は、この特約の保険料を返還しません。

(注) その被保険者に係る部分に限りです。

(2) 第13条 (被保険者によるこの特約の解除請求) (3)の規定により、被保険者がこの特約(注)を解除した場合には、当社は、この特約の保険料を返還しません。

(注) その被保険者に係る部分に限りです。

第18条 (事故の通知)

(1) 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条 (保険金の請求)

(1) 普通約款第25条 (保険金の請求) (1)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条 (保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 普通約款第25条 (保険金の請求) (2)の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第20条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第18条 (事故の通知)の規定による通知または普通約款第25条 (保険金の請求) (3)もしくは前条の規

定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第21条 (時効)

普通約款第27条(時効)の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、第19条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第22条 (代位)

普通約款第28条(代位)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第23条 (死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めた場合、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人としてします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人としてします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第24条 (保険金受取人が複数の場合の取扱い)

(1) 保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

第25条 (被保険者が複数の場合のこの特約の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第26条 (普通約款の読み替え)

普通約款第11条(保険契約の取消し)の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者、被保険者またはは保険金を受け取るべき者」と読み替えて適用します。

第27条 (普通約款等との関係)

(1) 普通約款第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は、この特約については適用しません。

(2) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびスキー・スケート特別約款ならびにこの特約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

別表1 第3条(保険金を支払わない場合)(1)の⑩の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

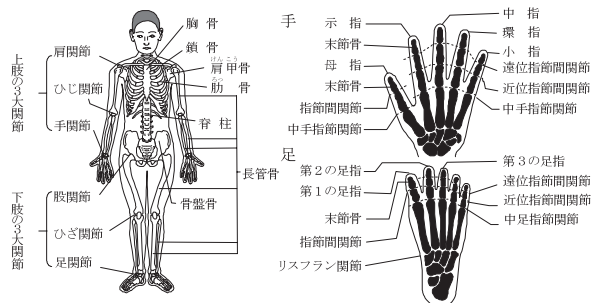
第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中指指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	42%	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5 cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
			第9級	

第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したのもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%

第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で視視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの 	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 第7条（通院保険金の支払）（2）のギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。
- （注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
- 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の関節等の説明図によります。

13. その他当社が普通約款第26条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○
--	---	---	---	---

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

別表4 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○
3. 当社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書			○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○				
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○

(2) スキー・スケート用品補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険価額	損害が生じた地および時におけるスキー用品またはスケート用品の価額（注）をいいます。 （注）保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。
スキー用品	被保険者が所有するスキーの板（注）・ストック・スキー用に設計されたその他の物および被服類をいいます。 （注）ビンディング等付属品を含みます。
スキー用品の盗難	盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。
スケート用品	被保険者が所有するアイススケートシューズ・アイススケート用に設計されたその他の物および被服類をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたスキー用品またはスケート用品の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、保険証券に記載された用品がスキー用品の場合には、日本国内においてスキーの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中、次の事由により生じた損害に対し、この特約に従い、保険金を支払います。

① スキー用品の盗難。ただし、ストックの盗難については、スキーの板と同時に生じた場合に限ります。

② スキーの板の破損

（2）当社は、保険証券に記載された用品がスケート用品の

場合には、日本国内のスケート場（注）におけるスケート用品の盗難により生じた損害に対し、保険金を支払います。

（注）「スケート場」とは、アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含むものとします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② スキー用品またはスケート用品の自然の消耗または性質による変質その他類似の事由に起因する損害
- ③ 戦争（注2）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質（注4）または核燃料物質によって汚染された物（注5）の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）宣戦の有無を問いません。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。以下同様とします。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

（1）当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたスキー用品またはスケート用品の保険価額によって算出した損害額の全額に対し、保険金額を限度として、保険金を支払います。

（2）スキー用品またはスケート用品の損傷を修繕し得る場合においては、スキー用品またはスケート用品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（注）は損害額に含みません。ただし、修繕費が保険価額を超過する場合は、保険価額を損害額とします。

（注）いわゆる「格落損」をいいます。

第5条（保険金の請求）

普通約款第25条（保険金の請求）（1）の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害を負担した時から発生し、これを行することができるものとします。

第6条（費用の支払）

当会社は、被保険者があらかじめ当会社の同意を得て盗難を被ったスキー用品またはスケート用品の発見回収のために支出した費用を保険金として支払います。ただし、第4条（保険金の支払額）による保険金の額と合算して、保険金額をもって限度とします。

第7条（所有権の帰属）

損害の生じた保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その対象の所有権は、当会社が取得しない旨の意思表示をしないかぎり、保険金（注）の保険の対象の価額に対する割合によって当会社に移転します。

（注）前条に規定する費用を含みません。

第8条（保険金支払後の保険金額）

当会社が保険金を支払った場合は、保険金額からその支払額を差し引いた残額をもって、損害の生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第9条（保険料の返還）

普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、普通約款第12条（保険契約の解除）（2）の規定により、保険契約者がこの特約に基づく保険契約を解除したときは、当会社はこの特約の保険料を返還しません。

第10条（時効）

普通約款第27条（時効）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、第5条（保険金の請求）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびスキー・スケート特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

（3）長期保険特約（スキー・スケート用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特別約款	スキー・スケート特別約款をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（2）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第3条（保険料の返還－契約の失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、普通約款第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

（1）普通約款第7条（告知義務）（2）、同条（5）、第8条（通知義務）（2）、同条（6）、第13条（重大事由による解除）

（1）または第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（2）普通約款第13条（重大事由による解除）（2）の規定により、当社が保険契約（注）を解除した場合には、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）普通約款第12条（保険契約の解除）（2）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（4）スキー・スケート傷害補償特約が適用される保険契約については、同特約第10条（職業または職務の変更に関する通知義務）（5）または同特約第14条（保険料の返還または請求－職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）の規定により、当社が同特約を解除した場合には、同特約第15条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、同特約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した同特約の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（5）スキー・スケート傷害補償特約が適用される保険契約については、同特約第12条（重大事由による解除）（1）の規定により、当社が同特約（注）を解除した場合には、同特約第15条（保険料の返還－解除の場合）（3）の規定にかかわらず、当社は、同特約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した同特約の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（6）スキー・スケート傷害補償特約が適用される保険契約については、同特約第13条（被保険者によるこの特約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者が同特約（注）を解除した場合には、同特約第17条（保険料の返還－被保険者によるこの特約の解除請求の場合）（1）の規定にかかわらず、

当社は、同特約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した同特約の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（7）スキー・スケート傷害補償特約が適用される保険契約については、同特約第13条（被保険者によるこの特約の解除請求）（3）の規定により、被保険者が同特約（注）を解除した場合には、同特約第17条（保険料の返還－被保険者によるこの特約の解除請求の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、同特約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した同特約の保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第5条（保険料率の改定の場合）

保険期間の中途において、この保険契約に適用した料率が改定された場合でも、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（読み替え規定）

スキー・スケート傷害補償特約が適用される保険契約については、スキー・スケート傷害補償特約を次のとおり読み替えるものとします。

① 第4条（死亡保険金の支払）（1）の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「同一契約年度において発生した傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は」

② 第5条（後遺障害保険金の支払）（6）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各契約年度ごとに」

第7条（当会社の責任限度額）

スキー・スケート用品補償特約が適用される保険契約においては、スキー・スケート用品補償特約第8条（保険金支払後の保険金額）の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、各契約年度ごとに保険証券に記載された保険金額をもって限度とします。

第8条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

4. テニス特別約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
テニス施設	専らテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの附属施設をいいます。

被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2章 賠償責任条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、日本国内のテニス施設内において被保険者が自ら行うテニスの練習、競技または指導（注）中に生じた偶然な事故による損害に限ります。

（注）これらに伴う更衣、休憩を含みます。

第3章 テニスプレーヤー傷害条項

第3条（用語の定義）

この条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の傷害の保険金額をいいます。

第4条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が日本国内のテニス施設内において、テニスの練習、競技または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故（注）によって、その身体に被った傷害に対して、この

条項の規定に従い、保険金を支払います。

（注）以下、この条項において「事故」といいます。

（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害については、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条（死亡保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第4条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額

(2) 第31条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第31条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第7条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第4条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第4条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} \times \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \boxed{\text{適用する割合}}$$

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第8条(入院保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第4条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\frac{1.5}{1.000}} \times \boxed{\text{入院した日数(注)}} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第9条(通院保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第4条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\frac{1.0}{1.000}} \times \boxed{\text{通院した日数(注)}} = \boxed{\text{通院保険金の額}}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^①靭帯損傷等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその

他これらに類するものをいいます。

- (3) 当社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第4条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくはは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくはは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくはは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第4条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第11条 (テニスプレーヤー傷害条項を引き受けない場合)

テニスプレーヤー傷害条項を引き受けない場合においては、第3条 (用語の定義) から前条までの規定は適用されません。

第4章 テニス用品条項

第12条 (用語の定義)

この条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険価額	損害が生じた地および時におけるテニス用品の価額 (注) をいいます。 (注) 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。
テニス用品	被保険者が所有するテニスラケット、テニスボール、その他のテニス用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。
盗難による損害	盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。
保険金額	保険証券に記載されたテニス用品の保険金額をいいます。

第13条 (保険金を支払う場合)

当社は、日本国内のテニス施設内において、テニス用品について生じた次の損害に対し、この条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 盗難による損害。ただし、テニスボールの盗難については、他のテニス用品と同時に生じた場合に限りです。
- ② テニスラケットの折損または曲損。ただし、ガットのみに損害が生じた場合を除きます。

第14条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条 (保険金を支払わない場合—その1) ②および③に規定する損害のほか、次の事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意または重大な過失
- ② テニス用品の自然の消耗または性質による変質その他の類似の事由
- ③ 核燃料物質 (注2) もしくは核燃料物質 (注2) によって汚染された物 (注3) の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故 (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第15条 (保険金の支払額)

当社は、第13条 (保険金を支払う場合) の損害が生じたテニス用品の保険価額によって算出した損害額の全額に対し、保険金額を限度として、保険金を支払います。

第16条 (費用の支払)

当社は、被保険者があらかじめ当社の同意を得て盗難を被ったテニス用品の発見回収のために支出した費用を支払います。ただし、前条により支払うべき保険金の額と合算して保険金額をもって限度とします。

第17条 (所有権の帰属)

損害の生じたテニス用品について、当社が保険金を支払った場合は、そのテニス用品の所有権は、当社が取得しない旨の意思表示をしないかぎり、保険金 (注) のテニス用品の価額に対する割合によって当社に移転します。

(注) 前条に規定する費用を含みません。

第18条 (保険金支払後の保険金額)

当社が保険金を支払った場合は、保険金額からその支払額を差し引いた残額をもって、損害の生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第19条 (テニス用品条項を引き受けない場合)

テニス用品条項を引き受けない場合においては、第12条 (用語の定義) から前条までの規定の適用はないものとします。

第5章 基本条項

第20条 (テニスプレーヤー傷害条項の無効)

第3章テニスプレーヤー傷害条項において、保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合 (注) に、その被保険者の同意を得なかったときは、この条項は無効とします。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第21条 (テニスプレーヤー傷害条項における重大事由による解除)

(1) 普通約款第13条 (重大事由による解除) (1) に規定する事由のほか、当社は、他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る傷害の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) (1) の規定による解除が傷害(注)の発生した後になされた場合であっても、普通約款第14条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注)に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) その被保険者に生じた傷害をいいます。

第22条 (被保険者によるテニスプレーヤー傷害条項の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しテニスプレーヤー傷害条項(注)を解除することを求めることができます。

- ① テニスプレーヤー傷害条項(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通約款第13条 (重大事由による解除) (1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通約款第13条 (1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条 (1) に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、テニスプレーヤー傷害条項(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、テニスプレーヤー傷害条項(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から (1) に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、テニスプレーヤー傷害条項(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社

に対する通知をもって、テニスプレーヤー傷害条項(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3) の規定によりテニスプレーヤー傷害条項(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第23条 (保険料の返還—無効の場合)

第20条 (テニスプレーヤー傷害条項の無効) の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還します。

第24条 (保険料の返還—解除の場合)

(1) 第21条 (テニスプレーヤー傷害条項における重大事由による解除) (1) の規定により、当社がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 第22条 (被保険者によるテニスプレーヤー傷害条項の解除請求) (2) の規定により、保険契約者がテニスプレーヤー傷害条項(注)を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間に対し普通約款別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) 第22条 (被保険者によるテニスプレーヤー傷害条項の解除請求) (3) の規定により、被保険者がテニスプレーヤー傷害条項(注)を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し、普通約款別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を被保険者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第25条 (テニスプレーヤー傷害条項およびテニス用品条項の事故の通知)

(1) テニスプレーヤー傷害条項に係る事故の通知

① 被保険者が第4条 (保険金を支払う場合) の傷害を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく①の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2) テニス用品条項に係る事故の通知

① 保険契約者または被保険者は、テニス用品について損

害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。なお、被保険者の用品が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届けること。(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- ② テニス用品について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく①の規定に違反した場合は、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額の規定を適用しない場合)

普通約款第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は、テニスプレーヤー傷害条項については適用しません。

第27条 (テニスプレーヤー傷害条項およびテニス用品条項の保険金の請求)

(1) 当会社に対するテニスプレーヤー傷害条項の保険金請求権は、普通約款第25条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 入院保険金については、被保険者が被った第4条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 通院保険金については、被保険者が被った第4条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 普通約款第25条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 当会社に対するテニス用品条項の保険金請求権は、普通約款第25条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、第13条(保険金を支払う場合)に規定する損害が発生した時から発生し、これを行使用できるものとします。

第28条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第25条(テニスプレーヤー傷害条項およびテニス用品条項の事故の通知)の規定による通知または普通約款第25条(保険金の請求)(3)もしくは前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成

した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 取入の喪失を含みません。

第29条 (テニスプレーヤー傷害条項およびテニス用品条項の時効)

保険金請求権は、第27条(テニスプレーヤー傷害条項およびテニス用品条項の保険金の請求)(1)および(3)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第30条 (代位)

普通約款第28条(代位)の規定にかかわらず、テニスプレーヤー傷害条項においては、当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第31条 (死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発生した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第32条 (保険金受取人が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は他の保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

第33条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第34条 (普通約款の読み替え)

テニスプレーヤー傷害条項においては、普通約款第11条(保険契約の取消し)の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者」と読み替えて適用します。

第35条 (普通約款との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼やくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%

第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼やくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼やくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%

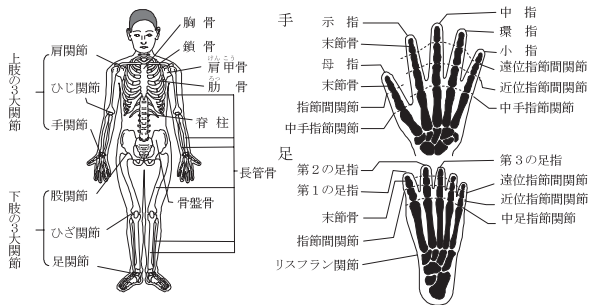
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>	50%	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したものの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%
第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。 (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	42%	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%

第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したものの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%

第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%
------	--	----

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 第9条（通院保険金の支払）（2）のギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の関節等の説明図によります。

別表3 保険金請求書類

提出書類	保険金種類			
	死亡	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書		○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○			
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
13. その他当社が普通約款第26条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(1) 長期保険特約（テニス用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
テニス用品条項	テニス特別約款第4章テニス用品条項をいいます。
テニスプレーヤー傷害条項	テニス特別約款第3章テニスプレーヤー傷害条項をいいます。
特別約款	テニス特別約款をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通約款第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第3条（保険料の返還－契約の失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、普通約款第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

（1）普通約款第7条（告知義務）（2）、同条（5）、第8条（通知義務）（2）、同条（6）、第13条（重大事由による解除）

（1）または第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（2）普通約款第13条（重大事由による解除）（2）の規定により、当社が保険契約（注）を解除した場合には、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）特別約款第21条（テニスプレーヤー傷害条項における重

大事由による解除）（1）の規定により、当社が保険契約（注）を解除した場合には、特別約款第24条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（4）普通約款第12条（保険契約の解除）（2）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通約款第18条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（5）特別約款第22条（被保険者によるテニスプレーヤー傷害条項の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの条項（注）を解除した場合には、特別約款第24条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、この条項が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（6）特別約款第22条（被保険者によるテニスプレーヤー傷害条項の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの条項（注）を解除した場合には、特別約款第24条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、この条項が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第5条（保険料率の改定の場合）

保険期間の途中において、この保険契約に適用した料率が改定された場合でも、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（読み替え規定）

この特約の適用において、テニスプレーヤー傷害条項を次のとおり読み替えるものとします。

① 第6条（死亡保険金の支払）（1）の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「同一契約年度において発生した傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は」

② 第7条（後遺障害保険金の支払）（6）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各契約年度ごとに」

第7条（当社の責任限度額）

テニス用品条項第18条（保険金支払後の保険金額）の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、各契約年度ごとに保険証券に記載された保険金額をもって限度とします。

第8条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款および特別約款ならびにこの保険契約に

適用されるその他の特約の規定を適用します。

5. 各種特別約款共通特約

(1) 保険料分割払特約（一般用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料の返還または請求）

普通約款および付帯する特別約款ならびに特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款および特別約款ならびに特約の保険料の返還または請求に関する規定中、「日割」もしくは「短期料率」とあるのを普通約款別表記載の「短期料率（月割）」に置き換えて保険料の返還または請求を行います。

第6条（追加保険料の払込み）

(1) 当社が前条の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が前条の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) 前条の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第7条（保険金を支払わない場合—分割保険料不払のとき）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日において、次回払込期日に払込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次のいずれかに該当する日からそれぞれ将来に向けてのみ生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払込むべき払込期日
- ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

(3) (1)により、当社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

(2) 保険契約の継続に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続証等	保険契約継続証またはこれに代わる書面をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、保険料分割払特約（一般用）を付帯した保険契約で、当社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日の3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。
- (2) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券または継続証等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の分割保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の分割保険料は、継続証等に記載された金額とします。
- (2) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払込むものとします。

第5条（保険金を支払わない場合—保険料不払のとき）

保険契約者が、前条の分割保険料について、その分割保険料を払込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による損害または傷害については、保険金を支払いません。

第6条（継続契約に適用される保険料率）

この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

第7条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が、第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、告知事項（注）のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めた事項に変更があった場合は、保険契約者または被保険者は、これを当会社に告げなければなりません。
- (注) 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、この特約の付帯された普通約款の規定により保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約を含みます。
- (2) (1)の告知については、普通約款第7条（告知義務）の規定を適用します。

第9条（保険料分割払特約（一般用）との関係）

この特約に規定しない事項については、保険料分割払特約（一般用）の規定を適用します。

(3) 保険料分割払特約（団体用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に第1回分割保険料を払込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日後10日以内に払込むことができます。
- (2) 第2回以降の分割保険料については、保険証券に記載された分割保険料払込期日後10日以内に払込まなければなりません。

第4条（分割保険料払込前の事故による損害または傷害）

当会社は、保険契約者が前条の規定に従い分割保険料を払い込まない場合は、当該分割保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険料の返還または請求）

普通約款および付帯する特別約款ならびに特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款および特別約款ならびに特約の保険料の返還または請求に関する規定中、「日割」もしくは「短期料率」とあるのを普通約款別表記載の「短期料率（月割）」に置き換えて保険料の返還または請求を行います。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が前条の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が前条の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) 前条の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第3条（分割保険料の払込方法）の規定に従い分割保険料を払い込まない場合（注）は、保険契約者に対する書面によって解除の通知をし、保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し分割保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第8条（保険契約解除の効力）

前条による解除の効力は、払込みのなかった分割保険料が払込まれるべき月に属する分割保険料払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

（4）通信販売に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。
情報処理機器等	インターネットを含みます。
契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
通知書	保険料、保険料払込の期限、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
電子データメッセージによる通知	保険料、保険料払込の期限、保険料の払込方法等を記載した電子データメッセージをいい、電子メールを含みます。
保険期間満了日	継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
保険料	保険料を分割して払込む場合には、分割保険料をいいます。
普通約款	個人用賠償責任保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

（1）当社に対して通信により保険契約の申込みをしようと

する者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。

- ① 申込書に所要の事項を記載し、当社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当社に対し、契約意思の表示をすること。

（2）（1）①の規定により当社が申込書の送付を受けたときは、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書または電子データメッセージによる通知を保険契約者に送付または送信するものとします。ただし、電子データメッセージによる場合は、保険契約者の同意がある場合に限りです。

（3）（1）②の規定により当社が契約意思の表示を受けたときは、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および申込書を保険契約者に送付し、または電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。

（4）（3）の規定により当社から申込書が送付された場合には、保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当社に返送するものとします。

（5）保険契約者により（4）の申込書が所定の期間内に当社に送付されない場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

第3条（保険料の払込方法）

保険契約者は、前条（2）または（3）の通知書または電子データメッセージによる通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

当社は、通知書または電子データメッセージによる通知に記載された保険料（注1）の払込期限までに払込みがない場合（注2）には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

（注1）保険料を分割して払い込む場合には、第1回の保険料をいいます。

（注2）当社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第5条（この特約による当社への通知方法）

保険契約者または被保険者が普通約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定に従い当社に通知を行う場合には、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

第6条（保険料分割払契約に適用される特約）

保険料を分割して払込む保険契約の場合には、保険料分割払特約（一般用）を適用します。ただし、この特約と抵触する規定は適用しません。

第7条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日の3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(2) (1)の規定によって、この保険契約が継続された場合には、当会社は保険証券等を保険契約者に交付します。

第8条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 保険料を一時に払込む保険契約の場合の継続契約の保険料は、保険期間満了日の午後4時までに、当会社または代理店が保険契約者に通知する払込期間に払込むものとします。

(3) 保険料を分割して払込む保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月、預金口座振替の手続により払込むものとします。

第9条（保険金を支払わない場合—継続契約の保険料不払のとき）

(1) 保険契約者が、前条(2)の保険料について、保険期間満了日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当会社は、保険期間満了日の午後4時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が、前条(3)の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（継続契約の保険料不払の場合の解除）

(1) 保険契約者が、第8条（継続契約の保険料および払込方法）(2)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この継続契約を解除することができます。

(2) 保険契約者が、第8条（継続契約の保険料および払込方法）(3)の継続契約の第1回分割保険料について、当該分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この継続契約を解除することができます。

(3) (1)および(2)の規定による解除は、継続契約の保険期間の初日からその効力を生じます。

第11条（継続契約に適用される保険料率）

この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第7条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

第12条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が、第7条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第13条（継続契約の告知義務）

(1) 第7条（保険契約の継続）(1)の規定により、この保険契約が継続される場合において、告知事項（注）のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めた事項に変更があった場合は、保険契約者または被保険者は、書面をもって当会社に告げなければなりません。

（注）危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものを行い、この特約の付帯された普通約款の規定により保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約を含みます。

(2) (1)の規定による告知については、普通約款第7条（告知義務）の規定を適用します。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

【参考】 長期保険特約（個人用、ゴルフ用、スキー・スケート用、テニス用）の未経過料率係数

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約		
	0年	1年	0年	1年	2年
1か月まで	88%	46%	92%	64%	32%
2か月まで	83%	42%	88%	62%	29%
3か月まで	78%	38%	85%	59%	26%
4か月まで	73%	33%	82%	56%	23%
5か月まで	68%	29%	79%	54%	20%
6か月まで	65%	25%	77%	51%	17%
7か月まで	63%	21%	75%	48%	14%
8か月まで	60%	17%	74%	45%	12%
9か月まで	58%	13%	72%	43%	9%
10か月まで	55%	8%	70%	40%	6%
11か月まで	53%	4%	69%	37%	3%
12か月まで	50%	0%	67%	34%	0%

（注）経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。